

ねんど ていげん 1999年度・提言

がっこう ほごしゃ ちいきじゅうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

(1) 1986年3月に制定された「在日外国人基本方針」主として在日韓国・朝鮮人教育は、国際化に伴う状況の変化や、人権尊重教育の視点、外国人市民代表者会議からの提言等を踏まえ、1998年4月「外国人教育基本方針」多文化共生の社会をめざして」として改定されました。

(2) 改定された「外国人教育基本方針」に基づき各学校では国際理解教育が推進されます。その一つである民族文化講師ふれあい事業は多くの学校が活用し、子どもたちは様々な民族や国の文化を学んでいます。

この事業には、多くの外国人市民代表者会議のメンバーも積極的に協力し、各学校を訪問し、多文化を紹介する一員として活躍しています。代表者の一人は、子どもたちに自国のことを紹介したとき、保護者の人も参加してくれたため、友達が増えたようでとても嬉しかったと感想を述べています。

(3) 子どもたちは、学校・家庭・地域それぞれの場で多くの人と係わり合いながら学び、成長していきます。従って、学校における多文化理解や国際理解を進めるのみならず、子どもたちや学校を取り巻く保護者や地域、更に多くの市民の人達にも広めていく必要があります。

(4) 子どもの権利条約は、教育も含めた育つ権利を認めています。しかし、日本の教育システムに慣れていない保護者とその子どもたちは、とても不安な気持ちで日々を過ごしています。

誰もが、自国の文化を大切にしながら、互いの文化を理解し尊重し合い、多文化共生社会をめざすためにも、「外国人教育基本方針」を更に推進していく必要があります。

いじょう つぎ ていあん
以上のことから、次のことを提案します。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針 多文化共生の社会をめざして」を学校内のみならず
 広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に
 協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを
 期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、
 地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、よ
 り一層充実していくこと。

2000年度の状況

【教育委員会、市民局において担当】

「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開をはかるために、外国人教育に携わる市民、
 職員が中心となり課題解決をはかり多文化共生の社会をめざすことを目的として「外国人
 教育推進連絡協議会」を設置した。今後、学校教育、社会教育等の幅広い分野で推進に向け
 て協議を進めていく。(教育委員会)

範囲の拡大については、「外国人教育推進連絡協議会」の状況をふまえながら、今後、検討
 していく。(市民局)

現在、PTAで多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れ、活動することを検討して
 いる。具体的には、中原区今井小学校の「ふれあいフェスタ」や「外国語で遊ぼう会」等の活動
 は、児童やPTA活動に大きな成果を生み出している。さらに、国際理解教育をテーマに家庭
 教育学級を開催した。

教文・市民館では、「平和・人権尊重学校」が全館7事業実施され、世界平和と人権に関す
 る市民の意識を高め、共生社会創造をめざす目的で開設している。99年度は、幸市民館で

「多文化共生のまちづくり」を、中原では、「共生の地域社会の実現を」をテーマに在日外国人の現状を、又外国人講師による料理や文化を学習している。「識字学級」は全館で14学級実施し、1,200人の学習者が370人のボランティアとともに日本語や異文化理解の学習をし、さらに生活支援や仲間づくりの場ともなっている。(教育委員会)

2001年度の状況

【教育委員会、市民局において担当】

「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。

今後についても、学校教育、社会教育等の幅広い分野で推進に向けて協議を進めていく。

(教育委員会)

市民の意識の高揚、共生社会の創造を目的に教育文化会館・市民館では、「平和・人権尊重学級」が全館で実施されている。2000年度は「多文化共生のまちづくり」(幸)、「手と手をつなごう世界人」(高津)、「21世紀へ向けての、私たちの平和・人権問題」(麻生)が開設された。

「識字学級」はふれあい館を含めて16学級開設され、1,453名の外国人と423名のボランティアが登録し参加したが、日本人にとっても日本語や多文化理解、生活支援等の学習の場となっている。多文化共生社会の視点から「多文化フェスタみぞのくち」(高津)、「みやまえ国際広場」(宮前)等も開催されPTAでは、国際理解教育をテーマに家庭教育学級も実施されている。

2002年度の状況

【教育委員会において担当】

1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開をはかるために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。

学校教育、社会教育の幅広い分野で課題を出し、多文化共生の社会をめざすことを目的

として協議をすすめてきた。

B

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2000年度は「国際交流 世界をまたいで親子の絆を深めよう」、2001年度は「海外の文化に親しもう」「ウォートン小学校の先生を囲んで」などのテーマによる学習活動を行った。

B

- 3 教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。

「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

A

2003年度の状況

【教育委員会において担当】

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。

学校教育、社会教育等の幅広い分野で課題を出し、多文化共生の社会をめざすことを目的として協議をすすめてきた。

B

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通じた交流」などの学習会を行った。

A

2004年度の状況

【教育委員会において担当】

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置し、学校教育、社会教育等幅広い分野で課題を出し、多文化共生の社会をめざすことを目的として協議をすすめてきた。今年度は、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援について協議を行っている。なお、学習支援に関しては、市民ボランティアの活動を支援するなどの働きかけを行っている。

B

2005年度の状況

【教育委員会において担当】

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

A

1999年度・提言

地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口があることを広く広報する。

(1) 川崎市に住む外国人市民は、20,688人(2000年1月1日現在)となり、約60人に一人の割合となっています。

(2) 96年の代表者会議の提言に基づき、各区役所・支所及び市民館・図書館には外国人市民のための「情報コーナー」を設置したり、外国人に関わりの大きい市政だよりの記事にはひらがなのルビをふったりして、情報の提供に努めています。

また、川崎市には、生活全般について外国語で相談できる「国際交流センター」や、教育のことについて相談できる「総合教育センター」があります。

(3) しかし、地域には市政だよりが届かなかったり必要な情報入手するための方法を知らずにいる外国人市民もいます。

また、日常生活をする上で様々な困っていることや相談したいことを抱えている外国人市民や、地域に住む外国人の事で相談したい日本人もいることでしょう。

そのため、身近な情報提供の場があることを、広く多くの人に知らせる必要があります。

以上のことから、次のことを提言します。

その事を実現するために、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、相談や通訳のボランティア、知人、地域への紹介等、積極的に協力をします。

- 1 多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な場所(外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等)に掲示し、多くの人に広報すること。

2000年度の状況

【市民局において担当】

市民生活については、国際交流協会に、教育については教育委員会に外国人に関する相談窓口があることを広報するために、ポスターの内容と6言語で公共施設や広報掲示板等に掲示することを検討している。

2001年度の状況

【市民局において担当】

市民生活については、国際交流協会に、教育については教育委員会に外国人に関する相談窓口があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板等に掲示している。

2002年度の状況

【市民局において担当】

- 1 市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する相談窓口があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

A

ねんど ていげん
1999年度・提言

こくせき しゅうしよくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

(1) れきしてき けいい なか しゅ ざいにちかんこく ちやうせん ひとびと じゅうぶん ほうせいど てきやう
戦前・戦後も厳しい生活環境に置かれました。1982年の難民条約の批准と発効を機に、
ほとんどの社会保障制度に関しては、国籍条項が廃止されました。しかし、こくみんねんきんほう
は、ふじゅうぶん けいかそち とく こうれいしゃ むねんきんしゃ たすうしやう ねん がつ かいし
不十分な経過措置のために特に高齢者には無年金者が多数生じ、2000年4月から開始さ
れるかいごほけんてきやう もんだい くわ きゅうじやう うった こえ こんにち つづ
れる介護保険適用の問題も加わって、窮状を訴える声が今日まで続いています。

(2) ねん せいいてい ろうどうきじゆんほう しょくぎやうあんていほう こくせき ろうどうじやうけん しょくぎやうしやう
1947年に制定された労働基準法、職業安定法では、国籍による労働条件や職業紹
かい しどうじやう さべつてき とりあつかい きん げんじつ ながねん しゅうしよくさべつ
介・指導上の差別的な取扱いが禁じられています。しかし現実には長年の就職差別から、
がいこくじん しょくぎやうせんたく じこきせい よぎ こせい のうりよく はっき きかい うば
外国人は職業選択の自己規制を余儀なくされ、個性や能力を発揮する機会が奪われてき
ました。

さらに、さつこん ふきやう に ゆー か まー ふく おおぜい がいこくじんろうどうしや にほんじんいじやう ふあん
昨今の不況では、ニューカマーを含む大勢の外国人労働者が日本人以上に不安
てい たちば お あんてい こやう おびや がいこくじん たい さべつたいくう かいしやう
定な立場に置かれ、安定した雇用が脅かされています。外国人に対する差別待遇を解消
るのみならず、にほん けいざいはってん きよ がいこくじんろうどうしや せいかつ まも けんぼう だい
日本の経済発展に寄与してきた外国人労働者の生活を守ることは、憲法(第
じやうだい こうこくさいほうき じゆんしゆ もと こくさいじんけんきやく きやくだい じやうろうどう けんり ほしやう だい
98条第2項国際法規の遵守)に基づき、国際人権規約(A規約第6条労働の権利の保障、第
じやうろうどうじやうけんとう ひじゆん にほん くになら ちいきしやかいぜんたい せきにん い
7条労働条件等)を批准した日本の国並びに地域社会全体の責任とも言えます。

じせだい にほん にな かうせい も こ さべつ むえん
次世代の日本を担う可能性を持つ子どもたちには、こうした差別とは無縁であってほしい
ねが
と願っています。

(3) し ねんいご せんもん しょくいき ねん た とどうふけん せいれいしていとし さきが いっぱん
市が1992年以後、専門の職域で、1996年には他の都道府県・政令指定都市に先駆けて一般
しょく しょくいんさいやう こくせきじやうこう てつぱい けいい たが ひやうか
職の職員採用における国籍条項を撤廃した経緯については高く評価するものです。た
だし、じっていほう きてい どうぜん ほうり しょうぼうしょく さいやうなら しょくむ ら
だし、実定法の規定ではない「当然の法理」によって、消防職の採用並びに182職務とラ
いん きやくぶ かちやう にんやう いぜん せいげん もう
インの局部課長の任用には依然として制限が設けられています。

しかし、ねん けいか とどうふけん せいれいしていとし のぞ たとし こくせきじやうこう かんぜん
4年が経過し、都道府県・政令指定都市を除く他都市においても国籍条項の完全
てつぱい ひる
撤廃が広がりつつあること、ちほうぶんけん すいしん がいこくじんちほうさんせいけん かか ほうあん こっかいていしゆつ
地方分権の推進、外国人地方参政権に係わる法案の国会提出、

さらに司法の場でも東京都の保健婦の昇級を巡り最高裁判所において訴訟係属中であることなど、この間の現状は様々に変化してきています。

また、地域社会の奉仕者である市行政への外国人市民の参与が、日本人市民との相互理解と交流を深め、一層豊かな共生の街をつくりまします。

このような状況を踏まえ、より開かれた市行政を実現することにより、一般社会での外国人差別や偏見の解消が推進されると考えまします。

こうした観点から、現状の制度に留まらず、将来の市のあり方を見据えたさらなる前進を強く期待まします。

以上のことから、次のことを要望として提言まします。

- 1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。

2000年度の状況

【総務局、市民局において担当】

川崎市の職員任用については、公権力の行使や公の意思形成に参画できない外国籍職員の問題について、最高裁判所の審理経過や他都市の状況を把握し、方向付けについて検討している。(総務局)

民間企業の就労についての啓発に関しては、外国人労働者の公正な採用と均等な待遇を促進するために、募集や採用から退職に至るまでの雇用の全ステージにおいて、人権に配慮するよう市内の事務所に「川崎市労働情報」やパンフレットを配付するとともに、ホームページにより啓発に努めている。又、関係行政機関から依頼される啓発事業へ全面的に協力している。(市民局)

2001年度の状況

【総務局、市民局において担当】

川崎市の職員任用について、公権力の行使や公の意思形成へ参画する職に就けない外国籍職員の問題については、最高裁判所の審理経過を見守りつつ、他都市の状況を関係局で把握し、相互に情報、意見交換を行い、方向付けについて検討している。(総務局)

民間企業の就労についての啓発に関しては、外国人労働者の公正な採用と均等な待遇を促進するために、募集や採用から退職に至るまでの雇用の全ステージにおいて、人権に配慮するよう市内の事業所に「川崎市労働情報」やパンフレットを配付するとともに、ホームページによる啓発にも努めている。又、関係行政機関から依頼される啓発事業へ全面的に協力している。(市民局)

2002年度の状況

【総務局において担当】

1 公権力の行使や公の意思形成へ参画する職に就けない外国籍職員の問題については、最高裁判所の審理経過を見守りつつ、他都市の状況を関係局で把握し、相互に情報、意見交換を行い、方向付けについて検討してきた。

また、大都市人事担当課長会議において「外国人の職員採用及び外国人職員の配置について」をテーマに資料交換を行い、各自治体の取り組み状況を確認した。

B

【市民局において担当】

2 外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されることなく、本人の適正と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。

また、賞金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。

啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

A

2003年度の状況

【総務局において担当】

- 1 公権力の行使や公の意思形成へ参画する職に就けない外国籍職員の問題については、最高裁判所の審理経過を見守りつつ、他都市の状況を関係局で把握し、相互に情報、意見交換を行い、方向付けについて検討してきた。
- また、大都市人事担当課長会議において「外国人の職員採用及び外国人職員の配置について」をテーマに資料交換を行い、各自治体の取り組み状況を確認した。

B

2004年度の状況

【総務局において担当】

- 1 公権力の行使や公の意思形成へ参画する職に就けない外国籍職員の問題については、最高裁判所の審理経過を見守りつつ、他都市の状況を関係局で把握し、相互に情報、意見交換を行い、方向付けについて引き続き検討していく。

B

2005年度の状況

【総務局において担当】

- 1 公権力の行使や公の意思形成へ参画する職に就けない外国籍職員の問題については、「外国籍職員の任用に関する運用規程」が策定(1997年)されて以来、市の組織等も経年変化していることから、内容について変更も含め、検討を行っていく。

B

2006年度の状況

【総務局において担当】

- 1 「外国籍職員の任用に関する運用規程」が策定(1997(平成9)年)されてから10年が経ち、職務内容についての本市の現況調査及び他都市の状況調査を行った。この調査結果をふまえ、市の組織等も経年変化していることから、内容についての変更も含め、検討を行っていく。

B

ねんど ていげん 1999年度・提言

がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゆうこくか んり
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理
ぎょうせい かいぜん ほうむだいじん はたら
行政の改善を法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

ねんどていげん う かわさきしちやう ほうむだいじん しゅつにゆうこくか んりぎょうせい かいぜん ようぼうしよ
1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を
ていしゅつ
提出しました。

ねん がつ しゅつにゆうこくか んりあよ なんみんにんていほう がいこくじんとろくほう かいいていあん かけつ ざいりゅうきかん
1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、
ざいりゅうしかく とろくく だいらしんせいなら しもんあう ぜんばいとう かいぜん み
在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお
ふじゅうぶん てん
不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働
きかけるよう市長に提言します。

- 1 とろくく ざいりゅうとうがいこくじん かんけい しよつづき たげんご こうほう じょうほうていきやう
登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を
せっきよくてき おこな
積極的に 行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解
きょういく じんけんそんちやういしき しんとう つと
教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 こくさいじんけんきやくなう こ けんりしやうやく もとよ かぞくさいけつごう けんり ほしやう にゆうこく
国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国
ちざい しやうけん かんわ
と滞在の条件を緩和すること。
- 3 さいにゆうこくきよか せいど はいし ざいりゅうきかんない しゅつこくあよ さいにゆうこく ほしやう
再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 がいこくじんしみん にほんじんしみん じんけん どうとう たちば がいこくじんとろくほう ぼっそく
外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、
じゅうみん ほんだいちやうほうなみ
住民基本台帳法並とすること。
- 5 がいこくじんとろくしやう しやうじけいたいぎ む はいし
外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。

ねんど じやうきやう 2000年度の状況

しみんきよく たんとう
【市民局において担当】

へいせい ねんどがいこくじんとろくせいど かいぜん かん ほうむだいじん していと しやうぼう ねん がつ にち
平成12年度外国人登録制度の改善に関する法務大臣への指定都市要望（2000年8月31日）

つぎ ないやう おこな
を、次の内容で行った。

がいこくじんとろくしやうめいしよ しやうじけいたいせいど ぼつぽんてき かいぜん はか がいこくじんとろく
・外国人登録証明書の常時携帯制度について、抜本的な改善を図るとともに、外国人登録

しやうめいしよ あ かた けんとう
証明書の在り方についても検討されたい。

がいこくじんとろくほう さだ ぼっそく ほか ほうりつ きんこうなど こうりよ てきせつ そち こう
・外国人登録法に定める罰則について、他の法律との均衡等を考慮し、適切な措置を講じる

けんとう
よう検討されたい。

ほか
その他については、こんご 今後、ほうむだいじん 法務大臣にようぼうしょ 要望書を提出する方向で検討する。

2001年度ねんどの状況じょうきょう

しみんきょく 市民局たんとうにおいて担当

ねんど 2000年度がいこくじんとうろくせいど 外国人登録制度の改善かいぜんに関するほうむだいじん 法務大臣への指定都市要望ねん (2000年8月31日)を、

つぎ 次の内容おこなで行った。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書の常時携帯制度について、ばっほんてき 抜本的な改善かいぜんを図るとともにがいこくじんとうろく 外国人登録

しょうめいしょ 証明書の在り方についても検討されたい。

がいこくじんとうろくほう 外国人登録法に定める罰則について、ほか 他の法律との均衡等を考慮し、てきせつ 適切な措置を講じる

けんとう
よう検討されたい。

ほか
その他については、こんご 今後、ほうむだいじん 法務大臣にようぼうしょ 要望書を提出する方向で検討する。

2002年度ねんどの状況じょうきょう

しみんきょく 市民局たんとうにおいて担当

1 まいとし 毎年、がいこくじんとうろくせいど 外国人登録制度に関するほうむだいじん 法務大臣への政令指定都市要望おこなを行ってきた。

2 こんご 今後も、がいこくせきじゅうみん 外国籍住民の人権尊重、じんけんそんちよう 負担軽減、及びふたんけいげん 住民サービスの充実およという視点から、

がいこくじんとうろくほう 外国人登録法の抜本的改善を要望していく。

B

2003年度ねんどの状況じょうきょう

しみんきょく 市民局たんとうにおいて担当

1 まいとし 毎年、がいこくじんとうろくせいど 外国人登録制度に関するほうむだいじん 法務大臣への政令指定都市要望おこなを行ってきた。

2 こんご 今後も、がいこくせきじゅうみん 外国籍住民の人権尊重、じんけんそんちよう 負担軽減、及びふたんけいげん 住民サービスの充実およという視点から、

がいこくじんとうろくほう 外国人登録法の抜本的改善を要望していく。

B

2004年度の状況

【市民局において担当】

毎年、外国人登録制度に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。

今後も、外国籍住民の人権尊重、負担軽減、及び住民サービスの充実という観点から、外国人登録法の抜本的改善を要望していく。

B

2005年度の状況

【市民局において担当】

今年度も、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行った。

外国籍住民の人権尊重、負担軽減及び住民サービスの充実という観点から、外国人登録法の抜本的改善について、今後も引き続き要望していく。

B

2006年度の状況

【市民局において担当】

今年度も外国人登録制度の改善について、法務大臣に対する要望書を政令指定都市連名で

提出する。外国籍住民の人権尊重、負担軽減及び住民サービスの充実という観点から、外国人登録法の抜本的改善について今後も引き続き要望していく。

B